入札参加資格を登録されている皆様へ
平 成 2 5 年 4 月大阪府住ままちうくり暗タウン淮连局

お し な
大阪府住宅まちづくり部タウン推進局では，平成 25 年度以降に発注する建設コンサルタント業務等において，配置技術者の資格要件を明確にし，下記のとおり公告時に入札参加資格として要件を定めます。

なお，建設コンサルタント業務の実施にあたっては，「土木設計業務等委託契約約款」等の規定により，「管理技術者」と「照査技術者」を兼ねることを認めていないため，有資格者が 2 名以上必要ですのでご注意ください。

○建設コンサルタント業務
（例：該当する業務が「建設部門—道路」の場合）
『管理技術者，照査技術者』
入札参加資格要件（以下のいずれかの要件を満たすもの）
①技術士 建設部門または総合技術監理部門（建設部門の選択科目に限る）
（2）シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（道路部門）
（3）国土交通省認定技術管理者（建設コンサルタント登録規程により道路部門に認定された者）

## ○地質調査業務

『管理技術者』
入札参加資格要件（以下のいずれかの要件を満たすもの）
（1）技術士 建設部門または応用理学部門，総合技術監理部門（建設部門の選択科目または応用理学部門の選択科目に限る）
（2）シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（土質及び基礎部門または地質部門）
（3）国土交通省認定技術管理者（地質調査業者登録規定により認定された者）
（4）地質調査技士
（4）については，業務の範囲が現場での調査•計測作業のみである場合，又は内業を含みかつその範囲 が，共通仕様書の第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合のみ適用

[^0] などの資格要件を，上記の内容に加えて設定する場合があります。


[^0]:    ※なお，港湾関係の業務については，業務の内容により，「港湾海洋調査士」，「水路測量技術」

